

(消費税) 確定申告書作成(2割特例)編

この手引きでは、税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び地方消費税の確定申告書(2割特例)を作成する場合の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書作成（2割特例）編

1.1	作成開始	1
1.2	一般課税・簡易課税の条件判定等	2
1.3	所得区分の選択	5
1.4	売上（収入）金額等の入力	6
1.5	所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（1／2）	7
1.6	所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（2／2）	8
1.7	計算結果の確認	10
1.8	納税地等の入力（1／2）	11
1.9	納税地等の入力（2／2）	13

確定申告書作成（2割特例）編

1.1 作成開始

国税庁
令和5年分 消費税

確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

作成開始

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

次の画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。
「次へ進む>」ボタンをクリックしてください。

① 

i 一般課税を選択される方は、令和5年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができます。
※ 利用方法等については、[決算書等データの引継ぎ](#)をご覧ください。

[作成する申告書等の選択へ戻る](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「次へ進む>」ボタンをクリックすると、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ進みます。

確定申告書作成（2割特例）編

1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等

国税庁
令和5年分 消費税

確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#)

[よくある質問](#)

よくある質問を検索



一般課税・簡易課税の条件判定等

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

提出方法の選択

作成する確定申告書等の提出方法を選択してください。 **必須**

e-Tax 書面 **①**

条件判定等

災害（地震、風水害、畜害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。

基準期間（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**

基準期間の課税売上高とは
 円 **②**

選格請求書（インボイス）発行事業者ですか？ **必須**

選格請求書発行事業者とは
 はい いいえ **③**

令和5年10月1日以降に新たに課税事業者となりましたか？ **必須**

はい いいえ **④**

2割特例（小規模事業者に係る税額計算に関する経過措置）を適用しますか？ **必須**

2割特例とは
※ 簡易課税制度を適用する即売業を営む方や、多額の設備投資等を行った方など、2割特例を選択することで、仕入税額控除の金額が少なくなる場合があります。詳しくは「2割特例とは」のリンクをご確認ください。
※ 2割特例を適用すべきか分からない方は、「いいえ」を選択して入力を進めることで、仕入税額控除の金額について、通常の計算結果と2割特例の計算結果を比較した上で、2割特例を適用するかを選択することができます。

はい いいえ **⑤**

簡易課税制度を選択していますか？ **必須**

簡易課税制度とは
 はい いいえ **⑥**

経理方式を選択してください。 **必須**

所得税の決算額の調整についてはこちら

税込経理 税抜経理 **⑦**

税額計算方法に関する質問

売上税額の計算方法を選択してください。 **必須**

選格請求書等発行事業者となった日以降の計算方法を選択します。

計算方法についてはこちら
 ⑧

割戻基準等の特別な売上基準の適用をする方は下のボタンをクリックしてください。

「特別な売上計上基準」とは割戻基準のほか延払基準等や工事進行基準、現金主義会計をいいます。

⑨

[前に戻る](#)

[次へ進む](#)

確定申告書作成（2割特例）編

- ① 税務署への提出方法でマイナンバーカードをお持ちの方で「スマートフォンを使用して e-Tax」、「ICカードリーダーライターを使用して e-Tax」または、マイナンバーカードをお持ちでない方で「ID・パスワード方式で e-Tax」のいずれかのボタンをクリックした場合に表示されます。
「書面」ボタンをクリックすると、税務署への提出方法を変更できます。
- ② 基準期間（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の課税売上高を入力します。
※ 基準期間の課税売上高が1,000万円超の場合は、二割特例を適用できません。
- ③ 「適格請求書（インボイス）発行事業者ですか？」の質問で「はい」ボタンをクリックします。
- ④ 「令和5年10月1日以降に新たに課税事業者となりましたか？」という質問が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。
- ⑤ 「2割特例（小規模事業者に係る税額計算に関する経過措置）を適用しますか？」という質問が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。
- ⑥ 簡易課税を選択している場合は、「はい」ボタンを、選択していない場合は「いいえ」をクリックします。
- ⑦ 「税込経理」又は「税抜経理」ボタンをクリックします。
- ⑧ 売上税額の計算方法について、選択をします。
- ⑨ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「特別な売上計上基準を適用する」ボタンをクリックすると、「特別な売上計上基準」画面（下記画面参照）が開きます。

国税庁
令和5年分 消費税

確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

特別な売上計上基準

適用している売上計上基準をチェックしてください。

	売上計上基準	説明
⑩	<input type="checkbox"/> 割賦基準	割賦販売等による損益を、割賦代金の支払期日到来の都度その賦払金額に応じて計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 延払基準等	棚卸資産の延払条件付販売又は工事の延払条件付請負をした場合、その利益の額を賦払金の支払期日の到来した都度賦払金に応じて計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 工事進行基準	建設工事等の請負による収益の計上方法の一つで、工事の進行割合に応じ、引渡し前に予想工事利益を分割して繰上げ計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 現金主義会計	商品の売上代金を実際に受け取ったり、商品の仕入代金や諸経費を実際に支払った時点で、売上げや経費を計上し、一定期間の利益や所得の計算をする方法をいいます。

⑩

前に戻る 次へ進む

- ⑩ 上記の画面で該当する売上計上基準を選択し、「次へ進む」ボタンをクリックします。
「次へ進む」ボタンをクリックすると、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面へ戻ります。「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面の「次へ進む」ボタンをクリックすると、1.3の「所得区分・事業区分の選択」画面（P5参照）へ進みます。

確定申告書作成（2割特例）編

1.3 所得区分の選択

 事業所得（営業等）がある。 (Business income (business, etc.) is present.) Other options include agricultural income, real estate income, miscellaneous income, and income from transfer of fixed assets. At the bottom, there are buttons for '前に戻る' (Return to previous), 'ここまでの入力内容を保存する' (Save input up to here), and '次へ進む' (Next)."/>

① 該当する全ての所得区分を選択します。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある。」、「事業所得（農業）がある。」、「不動産所得がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

 はい (Yes) いいえ (No). Other options for business income are listed below. At the bottom, there are buttons for '前に戻る' (Return to previous), 'ここまでの入力内容を保存する' (Save input up to here), and '次へ進む' (Next)."/>

② 税率 6.3%（旧税率）適用分の取引について「いいえ」ボタンを選択し、「次へ進む」ボタンをクリックします。

なお、確定申告書等作成コーナーでは税率 6.3%（旧税率）適用分の取引がある場合、申告書の作成をすることはできません。

確定申告書作成（2割特例）編

1.4 売上（収入）金額等の入力

「所得区分の選択」画面（P 5 参照）で選択した所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力を行います。

国稅庁
令和5年分 消費稅

マイナンバー
確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

売上（収入）金額等の入力

簡易課稅 稅込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

事業区分ごとに売上（収入）金額等の入力を行ってください。

所得区分	事業区分	売上（収入）金額等
事業所得（営業等）	-	① 入力する

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

② 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 所得（事業）区分ごとの「入力する」ボタンをクリックすると、該当の所得（事業）区分の「売上（収入）金額等の入力」画面（P 7 参照）へ進みます。

※ 売上金額等の入力が終わった所得（事業）区分は、「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンになります。

国稅庁
令和5年分 消費稅

マイナンバー
確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

売上（収入）金額等の入力

簡易課稅 稅込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

事業区分ごとに売上（収入）金額等の入力を行ってください。

所得区分	事業区分	売上（収入）金額等
✓ 事業所得（営業等）	-	訂正・内容確認

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

② 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

② 全ての所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力が完了したら、「次へ進む」ボタンをクリックし、「計算結果の確認」画面（P10 参照）へ進みます。

確定申告書作成（2割特例）編

1.5 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（1 / 2）

「売上（収入）金額等の入力」画面（P 6 参照）で選択した所得（事業）区分の売上（収入）金額等を入力します。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税等を入力する必要があります。

※ ここで入力する売上金額等は「課税事業者となった日以降の取引分」のため、例えば令和5年10月1日に課税事業者となった場合、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間の売上金額等を入力する必要がありますので、ご注意ください。

国税庁
令和5年分 消費税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力 簡易課税 税込 割戻

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力

売上（収入）金額の中に、**免税**、**非課税**、**非課税資産の輸出等**又は**不課税**に係るものが含まれている場合は、その金額も入力してください。
課税事業者となった日以降の取引分 について入力してください。 ①

売上（収入）金額（雑収入を含む） 必須	<input type="text" value="8,730,000"/>	円
うち免税取引	<input type="text" value="200,000"/>	円
うち非課税取引	<input type="text" value="300,000"/>	円
うち非課税資産の輸出等	<input type="text"/>	円
うち不課税取引	<input type="text"/>	円
うち課税取引	8,230,000	円

課税取引金額の内訳の入力

課税取引金額のうち、税率6.24%（軽減税率）適用分の入力してください。 **必須**
「うち税率6.24%（軽減税率）適用分」がない場合は「0」を入力してください。
課税事業者となった日以降の取引分 について入力してください。

課税取引金額	8,230,000	円
うち税率6.24%（軽減税率）適用分	<input type="text" value="2,000,000"/>	円
うち税率7.8%適用分	6,230,000	円

① 売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額を入力します。

「売上（収入）金額（雑収入を含む）」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」を入力します。

② 課税取引金額のうち「税率6.24%（軽減税率）適用分」の金額を入力します。

なお、「税率6.24%（軽減税率適用分）」の取引がない場合、「0」を入力します。

確定申告書作成（2割特例）編

1.6 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（2 / 2）

売上げに係る対価の返還等・貸倒金の金額を入力します。

売上げに係る対価の返還等の金額の入力

令和5年中に課税事業者であった期間で、売上（収入）金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？ **必須**

売上げに係る対価の返還等とは

はい いいえ

①

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

[入力例はこちら](#)

課税事業者となった日以降の取引分 について入力してください。

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
売上げに係る対価の返還等の金額（税込）	20,000 円	50,000 円	70,000 円

発生した貸倒金の金額の入力

令和5年中に課税事業者であった期間で発生した貸倒金がありますか？ **必須**

はい いいえ

①

貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

令和5年10月以降に課税事業者となった方の場合、課税事業者となった日の前日までにを行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

[入力例はこちら](#)

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
発生した貸倒金の金額（税込）	10,000 円	30,000 円	40,000 円

回収した貸倒金の金額の入力

令和5年中に課税事業者であった期間で回収した貸倒金がありますか？ **必須**

はい いいえ

①

課税事業者であった年分に貸倒れ処理したもので課税売上げに係る回収した貸倒金の金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

令和5年10月以降に課税事業者となった方の場合、課税事業者となった日の前日までにを行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
回収した貸倒金の金額（税込）	20,000 円	10,000 円	30,000 円

[前に戻る](#)

⑤

[次へ進む](#)

確定申告書作成（2割特例）編

- ① 各質問に該当する金額がある場合は「はい」ボタンをクリックします。
- ② 「はい」ボタンをクリックすると、金額の入力欄が開きます。「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額を入力します。
- ③ 令和5年中に課税事業者であった期間で発生した貸倒金について「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額を入力します。
- ④ 令和5年中に課税事業者であった期間で回収した貸倒金について「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額を入力します。
- ⑤ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「売上（収入）金額等の入力」画面（P 6 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（2割特例）編

1.7 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

国税庁 令和5年分 消費税 [マイナンバーカード](#) **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

納付 する金額は、 **138,500円** です。

入力された金額に基づいた消費税の計算結果

課税標準額	(1)	7,514,000 円
消費税額	(2)	557,216 円
貸倒回収に係る消費税額	(3)	1,864 円
控除税額	控除対象仕入税額	(4) 443,503 円
	返還等対価に係る税額	(5) 4,700 円
	貸倒れに係る税額	(6) 2,704 円
	控除税額小計 (4) + (5) + (6)	(7) 450,907 円
控除不足還付税額 (7) - (2) - (3)	(8)	円
差引税額 (2) + (3) - (7)	(9)	108,100 円
中間納付税額	(10)	円
納付税額 (9) - (10)	(11)	108,100 円
中間納付還付税額 (10) - (9)	(12)	円
この課税期間の課税売上高	(15)	円
基準期間の課税売上高	(16)	5,000,000 円

入力された金額に基づいた地方消費税の計算結果

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(17)	円
	差引税額	(18)	108,100 円
譲渡割額	還付額	(19)	円
	納税額	(20)	30,400 円
中間納付譲渡割額	(21)	円	
納付譲渡割額 (20) - (21)	(22)	30,400 円	
中間納付還付譲渡割額 (21) - (20)	(23)	円	
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	(26)	138,500 円	

[計算方法はここからご確認ください](#)

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

①

次へ進む

- ① 計算結果を確認後、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「納税地等入力」画面（P11 参照）へ進みます。

確定申告書作成（2割特例）編

1.8 納税地等入力（1／2）

納税額や納付方法の案内が表示されます。

国税庁 令和5年分 消費税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

納税地等入力 [簡易課税](#) [税込](#)

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

納付について

納付税額は、 **138,500円** です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法
<p>振替納税</p> <p>期限 令和5年分の期限内申告分の振替日は、令和6年4月30日（火）です。</p> <p>再度振替依頼書を提出される場合は、令和6年4月1日（月）までに提出してください。</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>あなたが振替納税をご利用の金融機関等は次のとおりです。 みずほ銀行 品川支店 期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none">● 申告書の提出先税務署が変わった方 振替納税の継続を希望される方は、チェックボックスを選択ください。 なお、振替納税を利用する金融機関を変更する場合は、改めて振替依頼書の提出が必要となります。 ※申告書の提出先税務署が変わらない方は、チェックボックスの選択は必要ありません。 <p>① <input type="checkbox"/> 振替納税の継続を希望する</p> <ul style="list-style-type: none">● ご利用中の金融機関等を変更される方 <p>② <input type="checkbox"/> 振替依頼書（変更分）を書面で作成する</p> <p>※振替依頼書（書面）を作成するには、金融機関お届け印が必要です。 e-Taxによる提出を希望される方は、「申告書を送信した後の作業について」画面のオンラインで「振替納税を申し込む」ボタンから手続を行ってください。 なお、オンラインで振替納税の申込み可能な金融機関はこちらをご確認ください。</p>
<p>電子納税</p> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 不要です。 インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。</p>	<p>e-Taxを利用してダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング等から納付する方法です。</p>
<p>クレジットカード納付</p> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 納付税額に応じた決済手数料がかかります。 決済手数料は国の収入になるものではありません。</p>	<p>「国税クレジットカードお支払サイト」（外部サイト）上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。</p> <p><注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p>
<p>スマホアプリ納付</p> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>「国税スマートフォン決済専用サイト」（外部サイト）上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。</p> <p>メッセージボックスから納付手続を行ってください。</p> <p>利用可能なPay払いはこちらをご確認ください。</p> <p><注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p>
<p>コンビニQR納付</p> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアはこちらをご確認ください。</p> <p><注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p> <p>③ <input type="checkbox"/> コンビニ納付用QRコードを作成する</p>
<p>窓口納付</p> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p>	<p>金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口で用意しています。</p>

確定申告書作成（2割特例）編

- ① 申告書の提出先税務署が変わった方は、「振替納税の継続を希望する」にチェックをすることで、振替納税を継続して利用することができます（振替納税をご利用したことない方は「振替依頼書（書面）を作成する」というボタンが表示されます。）。
 - ② 「振替依頼書を作成する」ボタンをクリックすると、振替納税を利用するための依頼書を作成する画面が表示されます。
 - ③ 「コンビニ納付用QRコードを作成する」にチェックをすると、納付用QRコードが申告書等印刷の画面で印刷できます。
- ※ スマホアプリ納付欄、コンビニQR納付欄は、納付税額が30万円を超える方には表示されません。

（参考）振替納税をご利用したことない方に表示される画面。

納付手続名	納付方法
<p style="text-align: center;">振替納税</p> <p>期限 令和5年分の期限内申告分の振替日は、令和6年4月30日（火）です。</p> <p>再度振替依頼書を提出される場合は、令和6年4月1日（月）までに提出してください。</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>指定した預貯金口座からの引落としにより納付する方法です。期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。</p> <p>以下に該当する方は振替依頼書等の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 初めて振替納税を利用される方● ご利用の金融機関等を変更される方 <p style="text-align: center;">振替依頼書（書面）を作成する</p> <p><small>※振替依頼書（書面）を作成するには、金融機関お届け印が必要です。 e-Taxによる提出を希望される方は、「申告書を送信した後の作業について」画面のオンラインで「振替納税を申し込む」ボタンから手続を行ってください。 なお、オンラインで振替納税の申込み可能な金融機関はこちらをご確認ください。</small></p>

確定申告書作成（2割特例）編

1.9 納税地等入力（2 / 2）

通知方法の選択 **必須**

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知](#)を希望しますか？

① はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。マイナンバーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。

[確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

納税地・氏名等の入力

東日本大震災により避難されている方は[こちら](#)をご参照ください。

制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

納税地情報

②

納税地 必須	住所 事業所等
住所又は事業所等	郵便番号 <input type="text" value="100"/> - <input type="text" value="0013"/> 郵便番号から住所入力
都道府県 必須 市区町村	都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 市区町村 <input type="text" value="千代田区"/>
	<small>郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。</small>
町名・番地 必須	[都道府県市区町村と合計で28文字以内] <input type="text" value="霧が関3丁目1-1"/>
建物名・号室	[28文字以内] <input type="text" value="〇〇アパート101号室"/>
申告書を提出する税務署	
提出先税務署 必須	都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 税務署 <input type="text" value="麹町"/>
	<small>リストから都道府県を選択後、税務署名を選択してください。</small> 登録の税務署を調べる
整理番号	[半角数字8桁] <input type="text" value="01234567"/>
	<small>税務署から送付された申告書等により整理番号がお分かりになる場合は入力してください。</small> この番号を入力してください。
提出年月日	令和 <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日
氏名等	
氏名（カナ）	[11文字以内] <input type="text" value="コクセイ"/> [11文字以内] <input type="text" value="タロウ"/>
氏名（漢字） 必須	[10文字以内] <input type="text" value="国税"/> [10文字以内] <input type="text" value="太郎"/>
マイナンバー（個人番号）	<input type="text" value="****"/> - <input type="text" value="****"/> - <input type="text" value="****"/>
	<input type="checkbox"/> マイナンバーの入力値を表示する。
電話番号	[半角数字合計14桁以内] <input type="text" value="00"/> - <input type="text" value="0000"/> - <input type="text" value="0000"/>
	<small>平日の昼間にご連絡のとれる電話番号を市外局番より入力してください（携帯電話でも結構です。）。</small>
屋号・雅号	
フリガナ	[40文字以内] <input type="text" value="コクセイショウテン"/>
漢字	[30文字以内] <input type="text" value="国税商店"/>

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する



次へ進む

確定申告書作成（2割特例）編

- ① 申告書に係る通知について、e-Taxでの受け取りを希望する場合は「はい」を選択します。「はい」を選択した場合、通知はe-Taxのメッセージボックスに格納されます。
- ② 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。
 - ※ 郵便番号の入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、郵便番号の入力内容から検索した住所と税務署情報（都道府県、税務署名）を画面上の対応する入力項目へ自動的に表示することができます。
 - ※ 個人の方の納税地は一般的に住所地となっております。
- ③ 「次へ進む」ボタンをクリックします。
 - ・申告書をe-Taxで送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
 - ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。